

(お知らせ)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等について

平成 19 年 9 月 7 日 (金)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
直 通：03-5501-3153
代 表：03-3581-3351
室 長：西村 淳 (内線 6831)
室長補佐：平尾 禎秀 (内線 6823)
担 当：岸 雅明 (内線 6823)

昨年6月に改正された容器包装リサイクル法の施行等に対応するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等の関係省令2件・告示3件が本日公布され、平成20年4月1日から施行されます。

また、平成19年6月14日(木)～平成19年7月13日(金)に実施した「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に関する意見募集(パブリックコメント)について寄せられた意見とこれらの意見に対する考え方について取りまとめましたので、併せてお知らせします。

1. 改正省令・告示の一覧

<省令：2件> (改正容器包装リサイクル法に基づく資金拠出制度の細目の制定)

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

<告示：3件> (ペットボトルとして分別収集、再商品化される区分の変更)

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める件
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件
- 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二条の表の七の項及び八の項に規定する環境大臣が定める商品を定める件

2. 改正省令・告示の概要

<省令関係> (施行期日：平成20年4月1日)

改正容器包装リサイクル法の資金拠出制度では、市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人等が、その再商品化に要すると見込まれた費用の総額と再商品化に現に要した費用の総額の差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の金銭を市町村に支払うこととなっており、それぞれの額や各市町村の寄与度の算定方法等について定めるもの。

具体的には、再商品化に要すると見込まれた費用の総額を「市町村から引渡しの申込みを受けた特定分別基準適合物の量と主務大臣が定める単価を乗じて算定した額」、再商品化に現に要した費用の総額を「実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用」とし、その差額の2分の1を「分別基準適合物の質的向上」と「各指定保管施設における再商品化費用の低減」の2つの評価項目における寄与度に応じて各市町村に拠出することとするもの。

< 告示関係 > (施行期日：平成 20 年 4 月 1 日)

ペットボトルとして分別収集、再商品化されるものとして、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料を充てんするためのペットボトル容器を追加するもの。

3. パブリックコメントの実施結果

(1) 意見の提出状況

- 意見提出者数：22 団体・個人
(内訳)

	意見提出者数 (団体・個人)
民間企業関係	5
事業者団体関係	12
自治体関係者	3
消費者団体・NPO等	1
個人その他	1
合計	22

(2) 意見の概要及びこれに対する考え方

頂いた御意見の概要及びこれに対する考え方は、別紙のとおりです。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の骨子

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1. 再商品化に現に要した費用の総額の算定方法

1	再商品化に要した費用は、その算出根拠とともに再商品化事業者毎に第三者による監査が行われ、公開されるべきである。	1	再商品化に現に要した費用については、(財)日本容器包装リサイクル協会が従来どおり委託先の再商品化事業者ごとに処理実績に基づき算出することとなりますが、透明性の高い制度運用の観点から、根拠となるデータなどの必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。
---	---	---	--

2. 再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定方法

2	市町村からの引渡し申込み量と引渡し実績量の差が合理化の結果なのか、単に見込み違いなのか分かる仕組みの構築が必要である。	2	引渡申込量については、より精度の高い適切な値とするため、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、あらかじめ当該変動分として見込まれる量を反映させた数量としています。
3	市町村は引渡し申込み量と引渡し実績量の間大きな差異が生じないよう精査すべきであり、差異が生じている場合はその原因を明らかにし、次年度以降の想定量に反映させるべき。さらに、乖離幅が一定量を超える場合は算定から除外すべきである。	7	容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村は、分別収集計画を定めるに当たり、分別収集見込量が実績値に限りなく近づくよう努めなければならないとされています。そして、引渡申込量については、より精度の高い適切な値とするため、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理量を控除した量を基礎としつつ、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理予定量に変更される場合には、あらかじめ当該変動分として見込まれる量を反映させた数量となっています。
4	資金拠出に関する一連の情報を公開すべきである。	6	資金拠出に関する一連の情報については、透明性の高い制度運用の観点から、根拠となるデータなどの必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。
5	市町村分別収集計画に定める量は、直近の分別収集実績量を基本とすべきである。	2	容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村は、分別収集計画を定めるに当たり、分別収集見込み量が実績値に限りなく近づくよう努めなければならないとされています。また、市町村分別収集計画に定める特定分別基準適合物ごとの量については、過去の実績量や今後の人口変動率、分別収集率等を用いて推計し、分別収集実績量とできる限り整合させるよう周知しているところです。
6	市町村が策定する分別収集計画に定める量の妥当性について、都道府県がチェックすべきであり、その旨省令に明記すべきである。	2	容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村は、分別収集計画を定めるに当たり、分別収集見込量が実績値に限りなく近づくよう努めなければならないとされています。なお、容器包装リサイクル法第8条第4項の規定に基づき、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するとともに、公表しなければならないほか、同条第5項の規定に基づき、都道府県知事は市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができることとなっています。
7	市町村の引き渡し申込み量の妥当性について、指定法人がチェックすべきであり、その旨省令に明記すべきである。	2	引渡申込量については、より精度の高い適切な値とするため、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、あらかじめ当該変動分として見込まれる量を反映させた数量となっています。なお、透明性の高い制度運用の観点から、根拠となるデータなどの必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

8	想定量の算出に当たっては、単純に申し込み量だけではなく、品質の評価を加えるべきである。	1	(財)日本容器包装リサイクル協会のべールの品質調査の結果に基づき協会が引取りを行わない市町村の分別基準適合物については、想定量には含まれません。また、べールの品質の評価については、市町村の再商品化の合理化に寄与する程度の算定に当たって考慮することとしています。
9	最低単価(実績)を想定単価とし、またその見直しも毎年行うべきである。	1	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGの合同会合の議論を踏まえ、想定単価は、各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう、市町村分別収集計画や再商品化計画等と同様3年間ごとに見直す等の運用を行うこととしています。また、想定単価は、再商品化単価が毎年度変動する可能性があることを踏まえ、過去の一定期間(3年間)の再商品化単価の平均値を用いることとし、また、より精度の高い適切な単価とする観点から、直近の再商品化単価(例えば、平成20~22年度の想定単価にあっては平成17~19年度の再商品化単価)を用いて算定することとしています。
10	想定量については、引き渡し量ではなく、収集・選別工程での処理量を基礎に算定すべきである。	1	容器包装リサイクル法に基づく再商品化は、市町村が引き渡す分別基準適合物について行われることとなっており、再商品化に要すると見込まれた費用の算出の基礎となる想定量についても、再商品化の合理化に寄与する取組がなかった場合に想定される特定分別基準適合物の引渡申込量としています。

3. 各市町村に対して支払う金銭の額の算定方法

11	拠出金の配分について、品質向上、コスト削減の効果を常時検証するとともに、その結果に基づいて寄与度の評価等の算定方法を随時見直すべきである。	1	本制度が適切に運用されるよう、品質向上やコスト削減の効果の把握に努めてまいりたいと考えています。
12	べールの品質評価に過大な経費を要することは好ましくない。	1	べールの品質評価については、過大な経費を要することのないよう、(財)日本容器包装リサイクル協会のべール品質調査結果等を基に判定することとしています。
13	合理化に寄与したと認められるための基準について、市町村の意見も聞いて定めるべきである。	1	分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる場合については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGの合同会合の取りまとめを踏まえ、プラスチック製容器包装については、当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が90%以上であって前年度に比べ当該比率が2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であることとし、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装については、(財)容器包装リサイクル協会の引取品質ガイドラインの基準を上回る場合であることとします。
14	市町村による拠出金の用途を明確にすべきである。	3	本制度により、市町村におけるより質の高い分別収集に向けた取組を効果的に促進することが期待されることから、拠出金の用途については、各市町村において適切に判断されると考えております。
15	再商品化に要すると見込まれた費用の総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の全額を市町村に拠出するべきである。	1	再商品化の合理化に寄与する要因としては、市町村の取組によるものと事業者の取組によるものがあり、そのうち市町村の寄与分について市町村に還元することとするが、市町村と事業者の寄与分を定量的に算定することは困難であるので、市町村と事業者の寄与分は同程度とし、事業者から市町村へ拠出される額については効率化分の2分の1としています。

その他の御意見			
16	分別回収費用を税金で負担するのではなく、拡大生産者責任の原則を徹底すべきである。	1	今回のパブリックコメントに直接関係する御意見ではございませんが、今後の参考にさせていただきます。
17	市町村の分別収集費用について情報開示をすべきである。	2	
18	本制度がその効果を発揮するためには、消費者も含め、関係者の理解と協力が不可欠である。	1	

特定容器製造業者等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令案の骨子

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
	御意見はありませんでした。		

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める告示案の骨子
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める告示案の骨子
- ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二条の表の七の項に規定する環境大臣が定める商品を定める告示案の骨子

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
1	PET区分の見直しにより、各社が現在使用しております「プラ」表示の紙ラベル、シュリンクラベルの在庫や賞味期限を考慮し、経過措置期間(1年間程度)を設けるべきである。	8	PET区分の見直しにより変更が必要となる識別表示の経過措置期間につきましては、資源有効利用促進法において規定される場所ですが、容器包装の切り替えに要する期間を勘案する一方、新たなPET区分での分別排出、分別収集を促進する必要性も考慮して定める予定です。

(逆綴じ)

添付資料一覧

<省令>

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（条文）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（新旧対照表）

- 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（条文）
- 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（新旧対照表）

<告示>

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める件（条文）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（条文）

- 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二条の表の七の項及び八の項に規定する環境大臣が定める商品を定める件（条文）

えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。）

五 ドレッシングタイプ調味料

2 前項各号に掲げる物品については、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できるものでなければならない。

○環境省告示第八十二号

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成七年厚生省令第六十一号）第二条の表の七の項及び八の項の規定に基づき、環境大臣が定める商品を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成十九年九月七日

環境大臣 鴨下 一郎

1 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二条の表の七の項及び八の項に規定する環境大臣が定める商品は、次に掲げる物品とする。

一 しょうゆ加工品（主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。）

二 みりん風調味料（主たる原料として砂糖類、米及び米麴を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第一号に規定するアルコール分をいう。）が一度未満、エキス分（酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。）が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。）

三 食酢

四 調味酢（主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加

經て生産されたものであつて、アルコール分（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第一号に規定するアルコール分をいう。）が一度未満、エキス分（酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。）が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。）

三 食酢

四 調味酢（主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであつて、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。）

五 ドレッシングタイプ調味料

2 前項各号に掲げる物品については、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できるものでなければならぬ。

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省、告示第三号

大蔵省、厚生労働省、
農林水産省、通商

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年）
令第一号）第四条第五号及び別表第一の七の項の規定に基づき、主務大臣が定める商品を次

のよう定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀福志郎

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 泉 信也

環境大臣 鴨下 一郎

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品は、次に掲げる物品とする。

一 しょうゆ加工品（主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。）

二 みりん風調味料（主たる原料として砂糖類、米及び米麴を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を

二 みりん風調味料（主たる原料として砂糖類、米及び米麴を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第一号に規定するアルコール分をいう。）が一度未満、エキス分（酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。）が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。）

三 食酢

四 調味酢（主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。）

五 ドレッシングタイプ調味料

2 前項各号に掲げる物品については、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できるものでなければならぬ。

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）
第一条第二号の規定に基づき、主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を次のように
定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀福志郎

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 泉 信也

環境大臣 鴨下 一郎

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務
大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器は、次に掲げる物品を充てんするためのも
とする。

一 しょうゆ加工品（主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりん
その他の調味料を加えたものをいう。）

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省、通商産業省令第一号）

改正案	現行
<p>（特定容器製造等事業者の再商品化義務の履行期限等）</p> <p>第一条 特定容器製造等事業者は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十二条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をす る年度の次年度の九月末日までに当該契約に基づく自らの債務を履行しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（特定容器製造等事業者の再商品化義務の履行期限等）</p> <p>第一条 特定容器製造等事業者は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十二条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をす る年度内に当該契約に基づく自らの債務を履行しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○ 經濟産業省
環境省 令第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第十二条第一項の規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月七日

經濟産業大臣臨時代理

国务大臣 泉 信也

環境大臣 鴨下 一郎

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省通商産業省令第一号

）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「年度内」を「年度の次年度の九月末日まで」に改める。

附 則

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）

改 正 案

現 行

（再商品化に現に要した費用の総額の算定）

第七条の二 法第十条の二の再商品化に現に要した費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、毎年度における法第二十一条第一項に規定する指定法人又は法第十六条第一項に規定する認定特定事業者（以下この条から第七条の五までにおいて「指定法人等」という。）が市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用（指定法人等が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額とする。

（再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定）

第七条の三 法第十条の二の再商品化に要すると見込まれた費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、その再商品化の手法ごとに当該年度における第一号に掲げる量に第二号に掲げる単価を乗じて得た額を合算して得た額とする。

一 指定法人等が市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量

二 特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに過去一定年間ににおける平均単価を基礎として主務大臣が定める単価

（各市町村に対して支払う金銭の額の算定）

第七条の四 法第十条の二の各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定さ

れる額は、特定分別基準適合物ごとに、前条に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額から第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額を控除して得た額の二分の一の額に、各市町村ごとにそれぞれ第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た額を合算して得た額とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該各市町村が、その分別収集により分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村として特定分別基準適合物ごとに主務大臣が定めるものに該当する場合 当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量をこれらの各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量を合算して得た量で除して得た率に〇・五を乗じて得た率

ロ 当該各市町村が、その分別収集により分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村として特定分別基準適合物ごとに主務大臣が定めるものに該当しない場合 零

二 当該各市町村ごとにイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（当該額が零以下である場合は零）を算定し、当該額をこれらの各市町村ごとに算定した額を合算して得た額で除して得た率に〇・五を乗じて得た率

イ 特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに当該年度における指定法人等が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に前条第二号に掲げる単価を乗じて得た額を特定分別基準適合物ごとに合算して得た額

ロ 当該年度における指定法人等が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為

に現に要した費用（指定法人等が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。）の額

（各市町村に対する金銭の支払の期限）

第七条の五 指定法人等は法第十条の二の規定により各市町村に対して金銭を支払うときは、各市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた年度の次年度の三月末日までに当該各市町村に対して金銭を支払わなければならない。

2 主務大臣は、正当な理由があると認めるときは、前項の期限について猶予することができる。

（特定容器利用事業者の再商品化義務の履行期限等）

第八条 特定容器利用事業者は、法第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十一条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をする年度の次年度の三月末日までに当該契約に基づく自らの債務を履行しなければならない。

2・3 （略）

（特定包装利用事業者の再商品化義務の履行期限等）

第十一条の二 特定包装利用事業者は、法第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十三条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をする年度の次年度の三月末日までに当該契約に基づく自らの債務を履行しなければならない。

（特定容器利用事業者の再商品化義務の履行期限等）

第八条 特定容器利用事業者は、法第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十一条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をする年度内に当該契約に基づく自らの債務を履行しなければならない。

2・3 （略）

（特定包装利用事業者の再商品化義務の履行期限等）

第十一条の二 特定包装利用事業者は、法第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十三条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をする年度内に当該契約に基づく自らの債務を履行しなければならない。

2・3 (略)

第二十七条 法第二十九条に規定する主務省令で定める事項は、特定分別基準適合物ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 (略)

四 前二号のいずれかに該当する場合 当該再商品化についてのイからホまでに定める事項

イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額

ロ 第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額

ハ 第七条の三第一号に掲げる量

ニ 第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額

ホ 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額

別表第五 (第三十条関係)

特定容器利用事業者	1 9 (略)
10	9の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についてイからへまでに定める事項 イ へ (略)

2・3 (略)

第二十七条 法第二十九条に規定する主務省令で定める事項は、特定分別基準適合物ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 (略)

別表第五 (第三十条関係)

特定容器利用事業者	1 9 (略)
10	8の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についてイからへまでに定める事項 イ へ (略)

<p>特定容器製造 等事業者</p>	
<p>10 1 9 (略) 9の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についてイからへまでに定める事項 イへ (略)</p>	<p>11 前二号のいずれかに該当する場合 当該再商品化についてのイからホまでに定める事項 イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額 ロ 第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額 ハ 第七条の三第一号に掲げる量 ニ 第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額 ホ 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額 12 再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項 イ 再商品化契約を締結した年月日 ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日</p>

<p>特定容器製造 等事業者</p>	
<p>10 1 9 (略) 8の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についてイからへまでに定める事項 イへ (略)</p>	<p>11 再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項 イ 再商品化契約を締結した年月日 ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日</p>

<p>特定包装利用 事業者</p>	
<p>10 1 9 (略) 9の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についてイからへまでに定める事項 イへ (略)</p>	<p>11 前二号のいずれかに該当する場合 当該再商品化についてのイからホまでに定める事項 イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額 ロ 第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額 ハ 第七条の三第一号に掲げる量 ニ 第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額 ホ 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額 12 再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項 イ 再商品化契約を締結した年月日 ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日</p>

<p>特定包装利用 事業者</p>	
<p>10 1 9 (略) 8の再商品化に必要な行為の全部又は一部について、法第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者と再商品化の委託の契約を締結する場合には、当該契約についてイからへまでに定める事項 イへ (略)</p>	<p>11 再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項 イ 再商品化契約を締結した年月日 ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日</p>

11 前二号のいずれかに該当する場合 当該再商品化についてのイからホまでに定める事項

イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額

ロ 第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額

ハ 第七条の三第一号に掲げる量

ニ 第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額

ホ 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額

12 再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項

イ 再商品化契約を締結した年月日

ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量

ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日

11 再商品化契約を締結する場合には、当該再商品化契約についてイからハまでに定める事項

イ 再商品化契約を締結した年月日

ロ 再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量

ハ 再商品化契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日

別表第五の特定容器利用事業者の項第十号、特定容器製造等事業者の項第十号及び特定包装利用事業者の項第十号中「8」を「9」に改め、同表の特定容器利用事業者の項、特定容器製造等事業者の項及び特定包装利用事業者の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

11 前二号のいずれかに該当する場合 当該再商品化についてのイからホまでに定める事項

イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額

ロ 第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額

ハ 第七条の三第一号に掲げる量

ニ 第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額

ホ 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(各市町村に対する金銭の支払の期限)

第七条の五 指定法人等は法第十条の二の規定により各市町村に対して金銭を支払うときは、各市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた年度の次年度の九月末日までに当該各市町村に対して金銭を支払わなければならない。

2 主務大臣は、正当な理由があると認めるときは、前項の期限について猶予することができる。

第八条第一項及び第十一条の二第一項中「年度内」を「年度の次年度の九月末日まで」に改める。

第二十七条に次の一号を加える。

四 前二号のいずれかに該当する場合 当該再商品化についてのイからホまでに定める事項

イ 第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額

ロ 第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額

ハ 第七条の三第一号に掲げる量

ニ 第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額

ホ 第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額

定分別基準適合物の量を合算して得た量で除して得た率に〇・五を乗じて得た率

ロ 当該各市町村が、その分別収集により分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村として特定分別基準適合物ごとに主務大臣が定めるものに該当しない場合
零

二 当該各市町村ごとにイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（当該額が零以下である場合は零）を算定し、当該額をこれらの各市町村ごとに算定した額を合算して得た額で除して得た率に〇・五を乗じて得た率

イ 特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに当該年度における指定法人等が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に前条第二号に掲げる単価を乗じて得た額を特定分別基準適合物ごとに合算して得た額

ロ 当該年度における指定法人等が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用（指定法人等が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額

して得た額とする。

一 指定法人等が市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量

二 特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに過去一定年間における平均単価を基礎として主務大臣が定める単価

(各市町村に対して支払う金銭の額の算定)

第七条の四 法第十条の二の各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額は、特定分別基準適合物ごとに、前条に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額から第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額を控除して得た額の二分の一の額に、各市町村ごとにそれぞれ第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た額を合算して得た額とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該各市町村が、その分別収集により分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村として特定分別基準適合物ごとに主務大臣が定めるものに該当する場合

当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量をこれらの各市町村から引渡しを受けた特

令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の四条を加える。

(再商品化に現に要した費用の総額の算定)

第七条の二 法第十条の二の再商品化に現に要した費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、毎年度における法第二十一条第一項に規定する指定法人又は法第十六条第一項に規定する認定特定事業者(以下この条から第七条の五までにおいて「指定法人等」という。)が市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用(指定法人等が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)の額とする。

(再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定)

第七条の三 法第十条の二の再商品化に要すると見込まれた費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、その再商品化の手法ごとに当該年度における第一号に掲げる量に第二号に掲げる単価を乗じて得た額を合算

財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、令第一号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十条の二、第十一條第一項、第十三條第一項及び第三十八條の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 泉 信也
環境大臣 鴨下 一郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年
大蔵省、厚生省
農林水産省、通商産業省